

自治基本条例特集 [part.1]

町民が主役のまちづくりを目指して

自治基本条例とは

自分たちの町のことを自分たちで考え、決めて実行していくという考え方や、町民・議会・行政がそれぞれどんな役割を果たしていくのかなどを定めたまちづくりの基本的なルールのことです。

4月号でもお知らせしたとおり、東郷町でも今年度から、様々な形でまちづくりの主役である町民のみなさんの参加をお願いしながら、「自治基本条例」をつくるための取組みを始めます。まずは、みなさんといっしょに自治基本条例について勉強していきたいと思えます。

近隣市町村では

平成23年4月1日時点で、県内で12の市町村が自治基本条例を制定しています。
東郷町の近隣では、日進市が平成19年10月、みよし市は平成20年10月に施行しています。

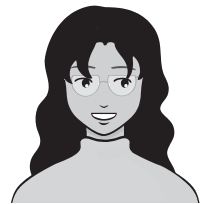
Q1 自治基本条例ができると何が変わるの？

A1 5年～10年かけてまちづくりが活性化します。

条例策定の過程では、少しでも多くの町民の皆さんがまちづくりのルールについて考え、意見を出し合いながら原案をつくっていきます。その過程の中で「まちづくりの**主役**は町民で、まちづくりの**主体**は町民・議会・行政」であることを理解し、それぞれの主体がバラバラに動くのではなく、協力し合うことでより良いまちづくりが実現していきます。

そうした流れ（考え方・行動）が少しずつ根付いていけば、それがじわりじわりと効いてきて、5年後、10年後には「自治基本条例があってよかった！」と思えるようになります。

原案をつくる段階から一人でも多くの町民のみなさんが参加していくことが大切なのね！



Q2 そもそも自治基本条例には何が書いてあるの？

A2 条例を制定している市町村では、次のようなことが定められています。

- ① まちづくりの基本理念や基本的ルール
- ② 町民をまちづくりの主役とした、権利や役割・責任に関する規定
- ③ 町民や議会、行政が行う、まちづくりのための努力に関する規定
- ④ 町民やNPOなどが行う、まちづくりのための活動に関する規定

市町村ごとに事情が違うので、同じものをつくる必要はありません。町民のみなさんの力で東郷町にふさわしい、町民主役のまちづくりを進めましょう！

